

社会福祉法人まほろばの里職員倫理綱領

利用者が、住み慣れた地域社会の中で、人としての尊厳が守られ、自立と社会参加が保障されて生きていくことは、当然の権利であり、幸せな人生を自己実現できるように支援することが、私たちの責務です。

それには、利用者の自己決定を尊重し、質の高いサービスの提供や地域の関係機関とネットワークを組むなど、地域生活に必要な環境を整えることが重要です。

さらには、私たち職員の意識のもち方、新しい取り組みへの工夫が必要であり、常に「人権」を尊重した確固たる倫理観を持って、その専門的役割を自覚し、自らの使命を果たさなければなりません。

ここに倫理綱領を定め、私たちの規範といたします。

1. 生命の尊厳

- ◎ 私たちは、利用者一人ひとりを、かけがえのない存在として大切にします。

2. 人権の擁護

- ◎ 私たちは、利用者一人ひとりの人間としての基本的な権利を守り、いかなる差別、虐待、人権侵害も許さず、人としての権利を擁護します。

3. 個人の尊厳

- ◎ 私たちは、利用者の主体性、個性を尊重し、自己選択や自己決定ができるように工夫し、支援を行います。

4. プライバシーの保持

- ◎ 私たちは、利用者のプライバシーを守り、侵害しません。

5. 社会への参加

- ◎ 私たちは、利用者の社会参加の機会を広げるとともに、年齢、障害の状態などにかかわらず、社会を構成する一員としての市民生活が送れるように支援します。

6. 専門的な支援

- ◎ 私たちは、自らの専門的役割と使命を自覚し、絶えず研鑽を重ね、利用者一人ひとりが豊かな生活を実感し、充実した人生が送れるように支援し続けます。

私たち職員は、支援が一方的になっていないかを利用者の立場にたって、常に自己点検を行い、他者からの批判については謙虚に受け止めるとともに、この職員倫理に反する行いは、相互にこれを見過ごさず、改善のための努力を惜しみません。さらに、具体的な行動指針を定めましたので、これを遵守いたします。